

三重県アルコール依存症専門医療機関及び治療拠点機関選定基準

1. アルコール依存症専門医療機関の選定基準

- (1) 精神保健指定医又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医を1名以上有する保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関において、依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療、認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行っていること。
- (3) 当該保険医療機関に下記の依存症に係る研修いずれか一つを修了した医師が1名以上配置され、及び当該依存症に係る研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれかが少なくとも1名以上配置されていること。
 - ① アルコール健康障害に係る研修
 - ・「依存症対策全国拠点機関設置運営事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策全国拠点機関設置運営事業実施要綱」で定める「依存症治療指導者養成研修」
 - ・「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」で定める「依存症医療研修」
 - ② アルコール健康障害に係る研修
 - ・重度アルコール依存症入院医療管理加算の算定対象となる研修
- (4) 当該保険医療機関において、アルコール依存症の診療実績があり、かつ診療実績を定期的に都道府県等に報告できる体制を有していること。
- (5) 当該保険医療機関において、アルコール依存症関連問題に対して相談機関や医療機関、民間団体（自助グループ等を含む。）、依存症回復支援機関等と連携して取組むとともに、継続的な連携が図られること。

2. アルコール依存症治療拠点機関の選定基準

- (1) アルコール依存症専門医療機関の選定基準を満たしていることに加え、下記の運営が可能なものであること。
 - ① 都道府県等内のアルコール依存症専門医療機関の連携拠点機関として活動実績を取りまとめ、全国拠点機関に報告すること。活動実績のとりまとめに当たっては、都道府県等と連携を図ること。
 - ② 都道府県等内において、アルコール依存症に関する取組の情報発信を行

うこと。

- ③ 都道府県等内において、医療機関を対象としたアルコール依存症に関する多機関、多職種での研修を実施すること。また、県等が行う一般県民等を対象としたアルコール依存症に関する啓発事業に協力して実施すること。

なお、アルコール依存症治療拠点機関においては、アルコール依存症以外に薬物依存症およびギャンブル依存症についても、各々の当該研修（1-(3)-①）を修了した医師が1名以上配置され、及び各々の当該研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれかが少なくとも1名以上配置されていることや、これら多職種による連携の下で治療に当たる体制が整備されていることが望ましいこととする。